

世田谷区告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月12日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

36-5

2 変更の区間

世田谷区祖師谷五丁目631番3

3 変更の区域

延長 13.48メートル

幅員 0.00メートルから5.26メートルまで

面積 38.06平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年3月12日

# 案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

|    |              |
|----|--------------|
| 街区 | 祖師谷五丁目 3 8 番 |
|----|--------------|

